

平成 20 年度 組合特別調整補助金の算定方法について

●組合特別調整補助金全体の算定方法

ア. 財政調整分(算定省令第 14 条第 1 項) 【36.5 億円】

保険者の財政力により算出した額
(調整対象需要額－調整対象収入額)×0.5

イ. 被爆者に係る療養(算定省令第 14 条第 2 項) 【1.8 億円】

組合の調整対象需要額のうち原子爆弾被爆者に係る額の割合が 3%以上の場合その額の 7/10 の額

ウ. 療養担当手当(算定省令第 14 条第 2 項) 【0.2 億円】

組合の調整対象需要額のうち療養担当手当(北海道における診療報酬の上乗せ)に係る額の割合が全体の 0.01%以上の場合その額の 7/10 の額

エ. その他特別事情【特別加算】(算定省令第 14 条第 2 項) 【191.0 億円】

国民健康保険課において、調査票に基づき、各組合の事業の実施状況について、それぞれ 5 段階に分かれた点数表にあてはめ、それを集計して下記のランク率にあてはめた上、この率を前年度補助金に乗じて算出する。なお、その際、予算の総額の範囲内に収めるよう修正する。

<事業実施状況>

<組合の管理運営状況>

- ・保険料収納率による評価
- ・給付割合による評価
- ・積立金等の保有率による評価

<医療費・適用適正化事業状況>

- ・医療費通知の実施状況
- ・レセプト点検の実施
- ・適用の適正化
- ・保健事業

<ランク率>

(対前年度比)

- 1 ランク・・・+10%
- 2 ランク・・・+5%
- 3 ランク・・・±0%
- 4 ランク・・・△7%
- 5 ランク・・・△15%

(参考) 各国保組合への配分額の計算方法

特調額 = [{"(前年度の特別加算額 + 前年度の特別対策事業分(※) + 前年度の高額医療費共同事業分) × ランク率 - (本年度の特別対策事業分(※) + 本年度の高額医療費共同事業分)} × 一定率] + 本年度の省令分

↑
予算の範囲内に収めるための率

(※) 医療費適正化特別対策事業、適用適正化特別対策事業等

●組合特別調整補助金の額

ア～エの合算額 【229.5 億円】